

教育委員会会議録

(定例会)

平成30年12月27日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | |
|---|---------|--------|----------------|---------|
| 1 | 期 | 日 | 平成30年12月27日(木) | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午後1時30分 | |
| 4 | 出 | 席 | 教 育 長 | 細 田 眞由美 |
| | | | 教育長職務代理者 | 大 谷 幸 男 |
| | | | 委 員 | 石 田 有 世 |
| | | | 委 員 | 野 上 武 利 |
| | | | 委 員 | 武 田 ちあき |
| | | | 委 員 | 柳 田 美 幸 |
| 5 | 議場 | に出席した者 | | |
| | | | 副教育長 | 久保田 章 |
| | | | 管理部長 | 矢 部 武 |
| | | | 学校教育部長 | 平 沼 智 |
| | | | 生涯学習部長 | 竹 居 秀 子 |
| | | | 生涯学習総合センター館長 | 野 崎 隆 史 |
| | | | 管理部参事兼学校施設課長 | 中 村 和 哉 |
| | | | 学校教育部参事兼指導2課長 | 田 邊 泰 |
| | | | 学校教育部参事兼教育研究所長 | 千 葉 裕 |
| | | | 教育総務課長 | 高 木 泰 博 |
| | | | 教育財務課長 | 栗 原 章 浩 |
| | | | 学事課長 | 小 椋 和 彦 |
| | | | 教職員人事課長 | 澤 田 純 一 |
| | | | 教職員給与課長 | 山 本 順 二 |
| | | | 指導1課長 | 吉 田 賀 一 |
| | | | 特別支援教育室長 | 内 河 水穂子 |
| | | | 健康教育課長 | 山 本 高 弘 |
| | | | 生涯学習総合センター副館長 | 大 嶋 真 浪 |
| | | | 桜木公民館長 | 黒 須 雄 児 |
| 6 | 会議録署名委員 | | 武 田 ちあき | |

7 議事等の概要

細田教育長

それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記

4名いらっしゃいます。

細田教育長

本日は、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいますが、許可してよろしいでしょうか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

それでは、傍聴を許可します。本日の会議録の署名委員は、武田委員にお願いいたします。

本日の会議に、議案第79号「さいたま市教職員の人事について」及びその他の(2)「九条俳句不掲載損害賠償等請求事件の最高裁判所の決定について(報告)」を追加提出いたします。なお、本日の議案のうち、報告第14号は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、会議を招集するいとまがないことから、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により臨時代理いたしましたので御報告するものでございます。また、本日の議案第79号は人事に係る案件であることから非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、議案第79号は非公開といたします。本日の会議の順番ですが、非公開議案であります議案第79号を先議し、その後、報告第14号、議案第77号、78号、「その他」の(1)(2)の順に審議を行うことといたします。

傍聴の方に申し上げます。先ほど決まりましたとおり、議案第79号につきましては、非公開となりますので、一時御退室ください。

議案第79号 さいたま市教職員の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

報告第14号 平成30年度さいたま市一般会計補正予算(教育費)について

細田教育長

それでは再開します。続きまして、報告第14号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育財務課長

この報告の内容は、平成30年さいたま市議会12月（11月繰上げ）定例会に追加提出され、既に可決いただいております「さいたま市一般会計補正予算」議案の教育費部分となります。緊急に処理する必要があり、教育委員会会議の招集をするいとまがなかったことから、臨時代理させていただいたものでございます。

始めに提案理由から説明させていただきます。今回の補正予算は、美園南中学校及び仲町小学校増築棟の建設工事において、受注者の一部構成員が倒産し、進捗に遅れが生じていることから、工事に係る継続費の変更と、既存校舎の活用による新年度対応のための校舎改修を行うとともに、物品調達に係る予算の繰越等について、市長に申出するものです。

それでは資料の4ページをお願いします。第1表「歳入歳出予算補正」でございますが、今回の補正予算につきましては、工事の完成や備品の納品が来年度にずれ込むことに対応するために30年度予算からするとマイナス要因を伴う予算措置と、もう一つ新たな財政負担に対応するため増額を伴う予算措置、二つを同時に行っていることから、少しわかりづらい内容となっております。

4ページの「歳入歳出予算補正」の下段、歳出の補正額の合計がマイナス5億8,223万2千円となっているのもそのためで、後ほど説明いたします2つの継続事業の30年度予算を減らし31年度予算へ組み替えるマイナス分6億2,852万4千円が、平成30年度中に必要となる新たな財政需要額4,629万2千円を上回っているため結果としてのマイナス補正となっているものでございます。

上段の歳入の表につきましても、工事の遅れに伴い、継続事業の財源として30年度に歳入するはずだった国庫補助金の一部が翌年度に歳入されることになったため減額となっているものでございます。

次に5ページの第2表、継続費補正を御覧ください。こちらがエムテックが直接的に関係していた工事を含む一連の工事の遅れに対応するための予算措置として、継続費の変更を行う2つの継続事業でございます。仲町小学校校舎増築事業につきましては、28年度から30年度までの3か年の継続事業について、期間を31年度まで延長した上、30年度の年割額を1億436万4千円減額し、同額を31年度年割額として計上いたします。新設美園地区中学校整備事業につきましても、29年度30年度2か年の継続事業について、期間を31年度まで延長した上、30年度の年割額を5億2,416万円減額し、

同額を31年度年割額として計上いたします。両事業とも継続費の総額に変更はありませんが、平成30年度予算だけを切り取りますと先ほど申し上げましたとおりマイナスということになります。

続きまして6ページの第3表「繰越明許費補正」を御覧ください。先ほど説明した継続費に含まれない単年度工事や備品の納品の遅れに対応するため、予算の繰越を行うものです。合計7億5,106万6千円について繰越を行います。

次に、7ページの第4表、「債務負担行為補正」を御覧ください。こちらは平成31年度予算として新たな財政負担が生じる事業でございますが、今年度中に前倒しで契約する必要があるために、今回の補正予算で債務負担行為を設定するものでございます。2つの校舎に分かれて開校となる美園南中学校の生徒が迅速かつ安全に移動するための手段としてのバス送迎業務及び美園小学校の仮設校舎の賃貸借期間延長する費用について、合計708万円の債務負担行為を設定いたします。

続きまして、予算上の事業ごとに補正予算の内容を説明いたしますので、13ページをお願いいたします。上段の「小学校営繕事業」所管は学校施設課でございます。真ん中あたりに主な事業の1番、教室改修及び空調設置、繰越明許費628万7千円と記載がございます。こちらにつきましては、美園南中学校の1年生が使用する美園小学校の仮設校舎について、必要な教室改修と空調の設置を行うための費用628万7千円となります。来年度にかけての事業実施となるため、合わせて繰越明許を行うものです。主な事業の2番の美園小学校仮設校舎の賃貸借契約の延長に伴う債務負担行為の設定については、平成31年3月末で切れる美園小学校仮設校舎の賃貸借契約を5か月間延長するための経費で、来年度の当初予算に計上されることとなりますが、契約を今年度中に行うため、限度額168万5千円の債務負担行為を設定するものです。平成30年度の財政負担はないため、右上の黒字に白抜きの補正額は教室改修及び空調改修分のみの628万7千円となっております。

次に同じ13ページ下段の「小学校校舎増改築事業」でございますが、こちらは仲町小学校関係の経費で、こちらも学校施設課の所管となります。主な事業の1番の「仲町小学校校舎増築事業」は先ほども申し上げましたとおり、28年度から30年度までの3か年の継続事業について、期間を31年度まで延長したうえ、30年度の年割額を減額し、同額を31年度年割額として計上する補正を行うものです。継続費の総額は変わりませんが30年度予算としては1億436万4千円の減額となりますことからマイナスを意味します三角印がついております。続いて主な事業の2番の教室改修及び空調設置、繰越

明許費 1,090 万円でございますが、こちらが 1 学期の間、仲町小学校の特別教室を普通教室として使用できるよう、教室改修を行い、合わせて空調を設置する費用でございます。来年度にかけての事業実施となるため、繰越明許も行うものです。右上の黒字に白抜きの補正額はマイナス分とプラス分を相殺したマイナス 9,346 万 4 千円となっております。

次に 14 ページを御覧ください。上段の「中学校管理運営事業」でございますが、教育財務課の所管となります。新しい校舎が使用できるまでの間、暫定的に美園中学校内、美園小学校仮設校舎内にそれぞれ美園南中学校専用の電話回線を設け、電話機を設置するための費用です。補正額は 106 万 6 千円となります。春休み期間中の事業実施となり年度をまたがることとなるため、合わせて繰越明許を行うものです。

次に同じ 14 ページ下段の「中学校新設校建設事業」でございますが、こちらは美園南中学校の建設工事と美園中学校の改修費用で所管は学校施設課となります。主な事業を御覧ください。1 番の「新設美園地区中学校整備事業」は先ほども申しあげましたとおり、29 年度から 30 年度までの 2 か年の継続事業について、期間を 31 年度まで延長した上、30 年度の年割額を減額し、同額を 31 年度年割額として計上する補正を行うものです。継続費の総額は変わりませんが 30 年度予算としては 5 億 2,416 万円の減額となることからマイナスを意味します三角印がついております。

次に、主な事業の 2 番、教室改修及び空調設置、繰越明許費 2,803 万 9 千円でございますが、こちらにつきましては、美園南中学校の 2・3 年生が使用する美園中学校の校舎内において、必要な教室改修と空調の設置を行うための費用となります。来年度にかけての事業実施となるため、合わせて繰越明許を行うものです。右上の黒字に白抜きの補正額はマイナス分とプラス分を相殺したマイナス 4 億 9,612 万 1 千円となっております。

15 ページを御覧ください。美園南中学校生徒バス送迎業務につきましては指導 1 課が所管となります。こちらは来年の 4 月から 7 月までの間、美園南中学校の生徒が学校行事や部活動のために安全かつ迅速に移動するための手段を確保するため、バスによる送迎を実施するものです。必要な事業費 539 万 5 千円は、実際に運行する平成 31 年度予算に計上されることとなります。30 年度財政負担はありませんが年度内に前倒しで契約する必要があることから債務負担行為を設定するものです。

最後に資料の 16 ページを御覧ください。こちらにあります各事業につきましては、仲町小学校の増築工事や、美園南中学校の建設工事

の遅れに伴い、備品の納品等が来年度へずれ込むため、各課が平成30年度分として単年度予算として確保していた事業費を繰り越すものとなっております。

説明は以上でございます。

細田教育長

何か御意見等がございますか。

無いようでしたら、この件は終了といたします。

議案第77号 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

細田教育長

続きまして、議案第77号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長

議案書の17ページから21ページまでをお願いいたします。本議案は、市人事委員会からの報告及び勧告を受けた条例の改正に基づき、さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則について、勤勉手当の成績率の上限を改正するものでございます。

それでは18ページをお願いいたします。第1条の改正内容でございますが、勤勉手当の成績率の上限を平成30年12月期において、100分の5、0.05月分引き上げるものでございます。

続きまして、19ページ第2条の改正内容でございます。第1条で引き上げた勤勉手当の成績率100分の5、0.05月分を平成31年は6月期と12月期とで100分の2.5、0.025月分ずつ均等にならすものでございます。

ここで別添の資料を御覧ください。現行と改正後の勤勉手当の成績率について、整理した資料でございます。1ページ目の資料の上段左側、現行の平成30年6月期の市立小・中・特別支援学校の校長、教頭以外の教職員の欄で御説明いたします。勤勉手当の支給月数0.90月分に対して、人事評価結果を反映させた成績率が太字の表の部分となります。先程の御説明いたしました成績率の上限は、この表では0.95月分、すなわち100分の9.5となるものでございます。以下、真ん中の表が平成30年12月期、右側の表が平成31年6月期及び12月期の支給月数及び成績率となります。また、裏面は高等学校の成績率となります。

それでは、議案書に戻りまして19ページをお願いいたします。最後に附則の説明でございます。「1 施行期日」については、第1条の規定は、公布の日からの施行とし、「2 適用」にもあるとおり、平成30年12月1日から適用するものでございます。また、第2条

の規定につきましては、平成31年4月1日からの施行となります。
なお、12月10日に勤勉手当は既に支給しておりますので、この12月期の差額分につきましては、平成31年1月上旬に別途支給する予定でございます。
説明は以上でございます。

石田委員 校長以外の教職員の優秀成績の割合は大体どれくらいでしょうか。

教職員給与課長 勤勉手当に関しましては、成績が特に優秀なものが5パーセント、優秀なものが25パーセントということになるかと思えます。

細田教育長 それでは、議案第77号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第78号 平成31年度全国学力・学習状況調査について

細田教育長 続きまして、議案第78号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育研究所長 平成19年度から実施されております「全国学力・学習状況調査」は、平成23年度が東日本大震災等の影響を考慮して中止になったため、平成31年度は12回目の調査となります。

議案書23ページを御覧ください。平成31年度調査につきまして、1「調査の目的」、2「調査の対象」は本年度と同様でございます。3「調査事項」の「教科に関する調査」につきましては、本年度からの変更点が2点ございます。1点目は、中学校の英語調査が実施されることです。これにより、小学校調査は国語及び算数の2教科、中学校調査は国語、数学及び英語の3教科で実施されます。中学校の英語につきましては「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」に関する問題を出題し、「話すこと」に関する調査はコンピュータを使用して実施し、解答は音声を録音する形式となります。なお、今後は理科、英語、保護者調査を3年周期で実施する予定です。

2点目は、「知識」と「活用」に関する問題の一体化です。国語、算数・数学につきまして、「知識」に関するいわゆるA問題と、「活用」

に関するいわゆるB問題を一体的に問う問題形式になり、1教科を1単位時間、小学校は40分間が45分間、中学校は45分間が50分間にやや延長して実施することとなります。

次に、質問紙調査についてです。質問紙調査には「児童生徒質問紙調査」と「学校質問紙調査」がございます。質問紙調査につきましては、学力調査開始当初と比べ、質問数が増加してきたことから、文部科学省は、質問項目を整理・精選し、平成30年度から質問項目数を削減して実施しております。約90問から30問程度削減しております。

調査の実施日につきましては、平成31年4月18日木曜日でございます。さいたま市は、平成19年度の第1回調査から参加しております。児童生徒の学力・学習状況について、成果と課題が客観的かつ具体的に明らかになるとともに、教育委員会や各学校が、学習指導方法の工夫改善について研究することができているなど、教育効果は大きいものです。さいたま市といたしましては、議案書にありますとおり、本調査に「参加する」と提案させていただきます。

説明は以上でございます。

大谷委員

市及び国の学力調査を行っていることに対し、学校訪問を通して、各学校も関心があってしっかりやろうという気持ちが伝わってきます。ただ私見ですが、先ほど所長がお話しされた各学校の学習指導方法の工夫改善については、その前に教職員で議論の上、各教科の指導等の結果を検証して実情をしっかり共通認識した上で、例えば算数の授業なら図形について重点的にやっという戦略が必要であると思います。各学校に提出していただいている「学力向上ポートフォリオ」の内容については、まだまだ具体性に欠けていて、教職員の指導力の向上を図ることや、子どもたちの基礎的学力の向上を図ることが記載されていますが、それではまだ不十分ではないかと思えます。校長のリーダーシップの下、どこに課題があり、何をどうするかを校内で共有し、可能であれば数値的な目標を各学校で立てていただきたい。それも校長からの指示ではなく、教職員が協議して行うことが保護者の期待に応えることになると思います。戦略的、組織的な取り組みがまだ道半ばかと思えますが、今後そのあたりについて、一層取り組んでいただくことを要望いたします。

教育研究所長

委員のおっしゃるとおりでございます。全国学力・学習状況調査、市の学習状況調査を軸とした学びの向上アクションマップが今一つ機能していない、周知しきれていない点については、全国や市の学習状況調査を教職員に、より周知するために、調査結果の活用を促すり

一フレットを先日の校長会で配布させていただきました。また、さいたま市学習状況調査を含めて、学習状況調査について、教職員一人ひとりが理解を深められるよう全ての教員にリーフレットを配付する準備をしております。これからも、学習状況調査が各学校で積極的に活用されるよう、鋭意努力してまいりますので、よろしく御指導をお願いいたします。

細田教育長 それでは、議案第78号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

その他(1) 第2次さいたま市生徒指導総合計画「子ども輝きプラン」の策定について（中間報告）

細田教育長 続きまして、次第の4、その他の（1）について、事務局から説明をお願いします。

指導2課長 現在、第2次さいたま市生徒指導総合計画「子ども輝きプラン」を策定しており、本日は、中間報告をさせていただきます。お手元にある資料は、新しい「子ども輝きプラン」の概要版でございます。

始めに、これまでの「さいたま市生徒指導総合計画」についてでございますが、平成15年4月にさいたま市生徒指導総合計画「子ども潤いプラン」を策定しました。その後、名称を変更するなどの改訂を行い、平成26年4月に、現行の「子ども輝きプラン」となり、現在に至っております。現在の「子ども輝きプラン」は、平成26年度から30年度までの5か年の計画であり、今年度が最終年度となっておりますことから、新しい学習指導要領や、国の教育振興基本計画、第2期さいたま市教育振興基本計画に基づいて、本市における今後の生徒指導の基本方針を示すものとして策定を行っているところでございます。本プランの改訂に当たり、複雑で予測困難なこれからの時代を生きていく子どもに、自分のもつ可能性を発見し、それぞれの人生を主体的に切り拓いていく力を育む必要があるとの考えを出発点としております。

次に、本プランの目標についてでございますが、「自己実現を図る力の育成」といたしました。これは、新学習指導要領において、「児童生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、

現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、生徒指導の充実を図る」と示されておりますことを踏まえたものでございます。

次に、目標を達成するための方針についてでございますが、「磨く」と「守る」という、2つの柱を立てました。「磨く」につきましては、子どもが様々な活動に主体的に取り組む中で、子ども自身が問題に気付き、仲間と切磋琢磨しながら、よりよい社会の創り手となる力を育む必要があるとの考えから生まれています。「守る」につきましては、自己実現を図る力を身に付けるためには、共感的な理解に基づいて、子どもの心や身体を守ることが必要であるとの考えから生まれております。また、「磨く」と「守る」という2つの柱は、集団の場面で必要な指導や援助を行う「ガイダンス」と、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人ひとりが抱える課題に個別に対応した指導を行う「カウンセリング」、この両輪で、子どもの力を伸ばしていくという考えを形にしたものでもあります。このことにつきましては、新学習指導要領の「生徒の発達の支援」の項目に示されています。この2つの方針に沿って、生徒指導に係る事業や取組を整理し、位置付けました。概要版では主なものという示し方をしておりますが、左側の「磨く」には、主体的、対話的で深い学びの視点から授業改善を図る「アクティブ・ラーニングの推進」、子ども自身が問題に気付き話し合う「子ども会議」をはじめとする「いじめ防止対策の推進」、子どもたちのコミュニケーション能力の向上を目指す「心を潤す4つの言葉の推進」などを位置付けました。右側の「守る」には、子どもが安心して自分の力を発揮できるよう、いじめや欠席児童生徒に対する、迅速かつ適切な対応を組織的に行うことを示した「児童生徒の心のサポート手引き」に基づく対応の徹底、子どもの発する小さなサインを見逃さず、適切に対応するための「心と生活のアンケートの実施や面談の充実」など、子どもの心や身体を守る教育活動を位置付けました。

協議会の委員からも、本プランが教職員の道しるべとなるよう、各学校における教職員の取組をプランの上でも明確に示すべきであるといった御意見もいただいたところです。

全ての事業や取組を実施する上での3つの留意点を示しました。これは、特に直接児童生徒に関わる教職員にとって、生徒指導の指針とも言えるものでございます。1、子どもに自己存在感を与えること、2、共感的な人間関係を育成すること、3、自己決定の場を与え、責任ある行動を促すこと、の3点でございます。生徒指導は、全ての教育活動の場面を活用して行われるものであり、例えば、授業においても、3つの留意点に沿って、児童生徒の良さや興味関心を生かした指導をしたり、児童生徒が互いの考えを交流し、互いの良さを学び合う

場を設けたり、児童生徒が主体的に学ぶことができるよう課題の設定や学び方について自ら選択する場を設けたりすることが、自己実現を図る力の育成につながると考えております。

最後になりますが、現在、プラン本体の作成を進めております。1月の教育委員会会議で皆様に素案としてお示しをいたしまして、その後、文教委員会においても御報告する予定でございます。本プランの策定や周知を通して、本市の生徒指導の一層の充実に努めてまいりますので、皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

説明は、以上でございます。

大谷委員

主体について気になったのですが、つまり、例えば「策定の趣旨」のところで、「育てる必要がある。」というのは、誰が育てるのか、それは保護者であり、教育委員会なのかどうか。「磨く」というのはいいことだと思いますが、「互いを磨きます。」というのは誰が磨くのか、子ども同士だと思いますが、そうできるよう指導するのかどうか、磨き合いができるように子どもたちを導いていくのは誰なのか。保護者、市民の皆様、あるいは教育委員会なのかどうか。「守る」というのもそうで、「子どもの心や身体を守ります。」というのは誰が守るのか、教育委員会なのか保護者なのかそのあたりはどう理解したらいいのでしょうか。それは全てに渡って言えることで、例えば「自己決定の場を与え責任ある行動を促すこと」とありますが、誰が促すのか。もう一つは、目指す子供像、人間像と言うのか、そういう言葉がよく出てきていて教育振興基本計画でも出てきますが、整合性、教育委員会の言う人間像は、こっちの計画はこうで、そっちの計画はこうでということが無いように整理されているのでしょうか。

指導2課長

「必要がある」、「磨きます」ということですが、学校、行政、保護者、地域が主体になると思います。各取組によってどこに重きが置かれるか異なってきますが、そのように考えております。

大谷委員

「磨きます」というのは。

指導2課長

子ども同士が切磋琢磨して磨き合いますと言った方がいいのかもしれない。

大谷委員

そういう導きをしますという意味ではないのですか。

指導2課長

設定はしますが、子どもの力をしっかり引き出した取組にしていきたい、新しい時代を迎えるに当たってそのように考えています。それ

から、子供像ですが、こちらのさいたま市教育振興基本計画の人間像にある言葉、「主体的に判断し」とか「自ら立てた問いの解決を目指し」とか、「可能性を最大限に発揮し」といった中で、生徒指導が補える部分をここでやっていこうという設定で作っております。

武田委員

子ども輝きプランということで、子どもが輝くためにという大きい目標があつてのことだと思いますし、「磨く」とか「守る」とか方針が非常にわかりやすくはつきりなされているのもいいと思います。実際に既に動いている取組もあるわけですが、これが本当に機能していくためには実際に行う教職員の先生方と関わってくださる市民の皆さんによく説明して理念をわかっていただき、こういうことのためにこれをやるということを説明していく努力はさらに続けていく必要があると思います。というのは、よい企画であっても現場のやり方によっては逆効果になるということもありまして、非常に部分的な例なのですが、例えば未来くるワークについて、中学生は楽しみにしていると思いますが、担当の先生が忙しいからと適当に対応してしまったりすると、先生のやり方次第では、そもそもこの先生の職場はどうなのかといった不信感が学校現場で生まれてしまう懸念もあるわけで、理念に合った形で運用してもらおうというのは気を使わなくてはいけないことだと思います。また、市民の皆様をお願いするときも、例えば未来くるワークに関わってくださる事業者の方は、損得抜きで中学生を預かっていただき非常にありがたいと思いますが、それが実際に現場で働いている人までは行き届かない場合があつて、結局中学生がパートの方に使われて終わりということがあつたりするとそれを学ぶことも一つの学びではありますが、そのためにこの企画があるのではないわけで、大変な準備をして実施している事業であるのにもったいないと傍から見ていて思います。これは一つの例ですが、他にもそういう可能性はあると思いますので、実際に行った生徒の声とか、実際に関わってくださる方の声を拾い上げて、企画したこと、理念がきちんと伝わるよう分かっていただく必要があると思いました。これを実際に運用するときはそういうことが必要だということも見越した上でこのプランを磨いていただきたいと思います。

指導2課長

御指摘ありがとうございます。私たちも前回のプランが少しわかりにくかったこともあつて、今回はわかりやすくシンプルに、校長先生が例えば新任の先生にこれを見せて指導がしやすいように作っているところでございます。今いただいた御指摘を策定以後行っていきたいと思っております。

細田教育長

この概要版の下支えをしている「全ての事業・取組を実施する上での3つの留意点」には、「自己存在感を与えること」、「共感的な人間関係を育成すること」、「自己決定の場を与え責任ある行動を促すこと」とありまして、この留意点が全ての事業で下支えになっています。今武田委員におっしゃっていただいたように、この視点が全ての事業、取り組みに細部まで行き渡っているか否かでこのプランの子どもたちが輝くところにつながるかどうかということになります。この点が肝だと思しますので、所管課もその点を踏まえて前に進んでいただきたいと思えます。

野上委員

この「策定の趣旨」にある「複雑で予測困難な社会」ということで、経団連でも短期、中期、中長期といった計画の策定が困難で、大人でさえ大変な状況です。気付かなくてはならないのは子供ですが、気付かせる側の取り組み方も重要です。例えば、お茶の水女子大では学長によれば、石も磨けば玉になるというのが答えなんですよということで、磨かれる方の子供に対し、磨く方の教師等、先ほど大谷先生も聞いていましたが、子ども自身が問題に気付くという一面がありますが、気付かせる方もこの輝きプランを実現させるのであれば必要で、そちらも充実していかななくてはと思います。先ほど主体は誰ですかとありましたが、この困難な時代は両方だと思います。子供と大人、そういうところを丁寧に説明していただければと思います。

細田教育長

それでは、この件は終了といたします。

その他(2) 九条俳句不掲載損害賠償等請求事件の最高裁判所の決定について（報告）

細田教育長

続きまして、その他の（2）について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習総合センター館長

九条俳句不掲載損害賠償等請求事件の上告及び上告受理申立てについて、平成30年12月20日に最高裁判所より決定が出されたので、御報告申し上げます。

お手元の別冊資料2ページの主文を御覧ください。決定の主文は「本件上告を棄却する。」「本件を上告審として受理しない。」「上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。」というものです。

この決定により、本市の上告及び上告受理申立ては棄却となりました。また、第一審原告の上告及び上告受理申立てについても、同日付けで棄却の決定がされました。この結果、第二審の東京高等裁判所の

判決が確定することになりました。

説明は以上です。

細田教育長

ただ今の報告のとおり、この件は最高裁判所によりこのような決定となり、第2審の東京高等裁判所の判決が確定することとなりました。これを受けまして、12月25日ですが、私の方で臨時の記者会見を開きまして、その件につきましても御報告させていただいたとおりでございますが、東京高等裁判所の判決では本市に掲載の義務は無いということではあります。教育長といたしまして、作者の気持ちに配慮するとともに、今回の司法判断を踏まえまして、本市のこれからの公民館活動の在り方、あるべき姿につなげたいという思いから、本件俳句の公民館だよりへの掲載を行うことといたしまして、臨時の教育長記者会見では発表させていただいたところです。

細田教育長

何かございますでしょうか。

それでは、この件は終了といたします。

細田教育長

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉

会

午後2時43分